

加古川市雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における企業立地の促進及び雇用創出を図るため、市内において重点立地促進事業を行い、かつ市内在住の従業員を新たに雇用する企業に対して雇用奨励金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表1に掲げるとおりとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1)立地促進事業 兵庫県(以下、「県」という。)が定める「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」(平成14年兵庫県条例第20号。以下「県条例」という。)第2条第1号に定める事業をいう。
- (2)重点立地促進事業 立地促進事業のうち、県が定める「県条例施行規則」第2条第2項に定める事業をいう。
- (3)県内居住新規従業員 立地促進事業確認を受けた日以後に、重点立地促進事業を行う者が、県内において重点立地促進事業を行うために新たに雇用する者、若しくは当該事業者が県外で操業する施設から異動してきた者(県外に住所を有していた者に限る。)であって、県内に住所を有し、雇用保険の一般被保険者資格を取得している直接雇用者で期間の定めなく継続雇用される者をいう。
- (4)従業員 雇用期間の定めがなく継続して雇用された者であって、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者に該当するものをいう。
- (5)大企業 次号で定める中小企業以外の法人をいう。
- (6)中小企業 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、みなし大企業(発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している法人及び役員(会社法(平成17年法律第86号)第329条第1項に規定する役員)の総数の2分の1以上が大企業の役員又は従業員である法人)を除く。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条第4号のその他市長が必要と認める書類は、別表2に定める書類とする。

2 前項の規定による補助金の交付申請は、県から県条例に基づく雇用補助の交付決定に係る通知のあった日から2週間以内に市長に申請しなければならない。非正規雇用者に係る交付申請についても、同様の取り扱いとする。

(補助事業の変更申請)

第5条 規則第13条第1項第4号のその他市長が必要と認める書類は、別表3に定める書類とする。

2 補助事業の変更申請については、県から県条例に基づく雇用補助の変更交付決定通知のあった日から2週間以内に市長に提出しなければならない。

(補助事業の状況報告等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付対象となった新規従業員の雇用状況について報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第7条 規則第14条の市長が必要と認める書類は、別表4に定める書類とする。

2 前項の規定による実績報告は県から県条例に基づく雇用補助の交付確定に係る通知のあった日から2週間以内とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表1 (第2条関係)

補助金等の種類	性質	事業費補助						
	目的	市内における企業立地の促進及び雇用の創出						
補助金等の範囲	対象となる者	<p>市内で重点立地促進事業を行う者であって、当該事業の実施にあたり、次のすべての要件を満たす者。</p> <p>(1) 下表に定める人数以上の県内居住新規従業員（立地促進事業確認を受けた日以後に、補助事業の対象となる者が県内において立地促進事業を行うために新たに雇用する者、若しくは当該事業者が県外で操業する施設から異動してきた者（県外に住所を有していた者に限る。）であって、県内に住所を有し、雇用保険の一般被保険者資格を取得している直接雇用者）を雇用し、県条例に基づく雇用補助を受ける者。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>対象</td> <td>県内居住新規従業員</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>10人以上</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>5人以上</td> </tr> </table> <p>(2) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年加古川市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員 イ 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱別表の第2項から第5項までに規定する事業者</p> <p>(3) 市税を滞納していないこと。</p>	対象	県内居住新規従業員	大企業	10人以上	中小企業	5人以上
	対象	県内居住新規従業員						
大企業	10人以上							
中小企業	5人以上							
対象となる経費	<p>県による立地促進事業確認結果に係る通知日から県に補助金交付申請を行った日までの期間に雇用される県内居住新規従業員のうち、以下の雇用者に係る経費</p> <p>(1) 雇用の期間の定めがなく継続雇用される市内に居住する正規雇用者</p> <p>(2) 1年以上継続雇用される市内に居住する非正規雇用者（※中小企業かつ正規雇用者数の人数要件を満たしている場合に限る。）</p>							

補助金等の補助率及び額	補助率	正規雇用者1人につき60万円 非正規雇用者1人につき30万円
	補助金の額	予算の範囲内で認めた額。3億円を限度とする。

別表2（第4条関係）

交付申請書 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・立地促進事業確認結果通知書（写） ・施設概要説明書（様式第1号） ・県内居住新規従業員名簿（様式第2号） ・県内居住新規従業員に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写） ・県が発行する「補助金交付決定通知書」（写） ・市税確認承諾書
---------------	--

別表3（第5条関係）

変更申請書 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・施設概要説明書（様式第1号） ・県内居住新規従業員名簿（様式第2号） <p>※変更前の内容を上段に括弧書きで記入し、変更後の内容をその下段に記入すること。</p> <p>※県内居住新規従業員が増加する場合は当該従業員に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写しも併せて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が発行する「補助金変更交付決定通知書」（写）
---------------	---

別表4（第7条関係）

実績報告 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・県が発行する「補助金額確定通知書」（写） ・その他事業実施を証する書類で市長が必要と認める書類
--------------	---